

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|          |                         |  |
|----------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容  |                         | 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可  |
| 根拠法令及び条項 |                         | 墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項  |
| 所管部課係名   |                         | 市民生活部環境課環境保全係  |
| 審査基準     | 関係条項                    | 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条第1項、第9条第1項、第10条、第11条第1項第2号及び同項第3号  |
|          | 基準<br>(未設定の場合はその理由)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経営者の基準<br/>新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第3条<br/>新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第3条</li> <li>2 設置場所の基準<br/>新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第4条<br/>新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第4条</li> <li>3 施設の基準<br/>新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第5条<br/>新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第5条</li> <li>4 変更許可の基準<br/>新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第7条</li> </ol> |
|          | 参考事項                    |  |
|          | 設定等年月日                  | 平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)  |
| 標準処理期間   | 標準処理期間<br>(未設定の場合はその理由) | 8日   |
|          | 設定等年月日                  | 平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)  |